

調査業務細目表

(種目番号123から125用)

受付番号

商号
又は
名称

調査業務の申込者は、この調査業務細目表を他の添付書類と一緒に提出してください。

受付番号

申込営業種目の取扱業務ごとの売上を、その合計を「(計)」に記入してください。	審査対象営業年度の売上高(千円)	建設コンサルタント登録部門 (下記に登録があれば記入すること)
123 土木・水系関係調査業務(計)		営業種目別表の⑦と一致します。
①地質・地盤調査		<input type="checkbox"/> 河川・砂防・海岸 <input type="checkbox"/> 地質 <input type="checkbox"/> 土質・基礎 <input type="checkbox"/> トンネル <input type="checkbox"/> 鋼構造・コンクリート <input type="checkbox"/> 施工計画・施工設備・積算
②路面性状調査		
③トンネル等変状観測		
④土木構造・耐震耐力度調査		
⑤危険校舎耐力度調査		
⑥地形・砂防調査		
⑦河川・水理計画		
⑧水理模型による解析		
⑨水文調査		
⑩流量・水位観測		
⑪海洋調査		
⑫埋め立て免許関係		
⑬その他		
124 市場・補償鑑定関係調査業務(計)		営業種目別表の⑦と一致します。
①市場・経済調査		
②世論調査		
③社会・経営調査		
④廃棄物調査		
⑤土地鑑定調査		
⑥物件鑑定調査		
⑦営業補償鑑定調査		
⑧その他		
125 環境アセスメント関係調査業務(計)		営業種目別表の⑦と一致します。
①大気汚染		
②悪臭		
③水質汚染		
④土壌汚染		
⑤騒音・振動		
⑥地盤沈下		
⑦地形・地盤		
⑧日照障害		
⑨低周波空気振動		
⑩電波障害		
⑪風害		
⑫動植物・植生		
⑬史蹟・文化財		
⑭景観		
⑮その他		

- (1) 受付番号欄は、新規・継続申込者とも空欄のままにしてください。
- (2) 登録を希望する営業種目欄にそれぞれ売上高等を記入してください。なお、業務内容が複数の項目にわたっていて分類が困難な場合は、主たる項目で記入してください。
- (3) 建設コンサルタント登録部門欄は、建設コンサルタント登録規程(S39.4.7建設省告示1131)によるコンサルタント登録をしている部門がある場合に、□内にレ点を記入して下さい。